埼玉県介護事業所と送り出し国との連携支援事業補助金 実施要領

１　趣旨

この要領は、埼玉県介護事業所と送り出し国との連携支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第１６条の規定に基づき、要綱の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

２　補助対象外経費（要綱第５条関係）

外国人介護人材を採用する際の職業紹介事業所に支払う手数料及び、採用予定の外国人介護人材の来日費用、送り出し機関に対して支払う費用、在留資格申請等に要する費用等の外国人介護人材が就労のために要する費用は、本事業の補助対象とはならない。

３　交付申請（要綱第７条関係）

（１）埼玉県介護人材採用・育成事業者認証制度１つ星の認証取得

補助金の交付を申請しようとする者は､当事業により外国人介護人材を受け入れた、又は、受け入れる予定の事業所（受入予定の事業所が未定の場合は法人内のいずれか１つの事業所）について、埼玉県介護人材採用・育成事業者認証制度における１つ星の認証を申請すること。なお、申請日時点において既に１つ星以上の認証を取得している、又は、他の補助事業において申請中である場合はこの限りではない。

（２）埼玉県外国人介護職員応援宣言への賛同

補助金の交付を申請しようとする者は、埼玉県外国人介護職員応援宣言に賛同した上で、外国人介護職員のキャリアアップに係る取り組みを行うこととし、取組内容について記載した別紙を提出すること。

（３）法人による申請

該当する全ての介護事業所について、受入事業者である法人が一括して申請すること。

（４）申請後の取扱い

申請書提出後の申請内容の変更は認めない。ただし、知事が認める軽微な変更等を除く。

（５）添付書類

要綱第７条に規定する申請書に添付する関係書類は次のとおりとする。

ア　法人が負担する補助対象経費の金額の内容がわかる書類（契約書等の写し、見積書、領収書の写し等）

イ　海外現地での外国人介護人材の確保に係る取組の概要がわかる資料（行程表、活動記録等）

ウ　その他知事が必要と認めるもの

６　交付決定（要綱第８条関係）

補助金の交付決定は、予算の範囲内で行うものとし、申請額の総額が予算額を上回る場合は、県の審査により、外国人介護人材採用未経験の法人及び外国人介護人材の確保のための海外現地での活動を初めて行う法人を優先し、交付先及び交付額を決定する。

７　実績報告書の添付書類（要綱第１０条関係）

要綱第１０条に規定する実績報告書に添付する書類を例示すると次のとおりである。

（１）支払いを確認できる書類（領収書の写し（支払日、金額、内容が明記されているもの））

（２）その他知事が必要と認めるもの。

８　県が行う事後調査等への協力

（１）補助金の交付を受けた者は、本事業に関する県の事後調査に協力すること。

（２）本事業の成果について、県が主催するセミナー等での事例発表・資料作成等の要請があった場合に応じられること。

（３）補助金の交付を受けた者は、埼玉県介護人材採用・育成事業者認証制度における２つ星以上の認証を取得するよう努めること。

９　その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

この要領は、令和７年９月１日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

この要領は、令和８年１０月１５日から施行し、令和８年４月１日から適用する。